

## 「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」規約 改正案

(名称)

第1条 本会議は、「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」(以下、「連絡協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 連絡協議会は、大型車両の運転者及び関係する事業者の適正かつ安全な走行に向け、道路管理者、関係行政機関、関係企業団体等が連携し、各組織で取り組んでいる内容を踏襲し、従来とは異なる手法も取り入れながら取り組みを展開するため、大型車両の走行の安全性や重量違反車両の取締に関する知見について、情報の共有や意見交換、取組内容や連携活動の検討等を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 連絡協議会は、道路管理者、関係行政機関、貨物運送事業者及び荷主企業団体等の各員(以下「委員」という。)をもって構成する。

2. 連絡協議会には、委員の互選により座長を置く。

3. 座長は、議事その他の会務を統括する。

(連絡協議会の活動事項)

第4条 連絡協議会は、目的達成のため次の活動を行う。

(1) 大型車両の走行に関する知見や情報の共有、意見交換に関すること

(2) 取組内容の検討に関すること

(3) 連携活動の検討に関すること

(4) 連絡協議会の取組の効果検証と継続的な取組に関すること

(5) その他

(連絡協議会の招集)

第5条 連絡協議会は、定期的に座長が招集する。

2. 座長は必要に応じ、連絡協議会に委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

(ワーキンググループの設置)

第6条 連絡協議会は、必要に応じて専門的な検討を行うための総括ワーキンググループ及び合同取締ワーキンググループを設置する。

(事務局)

第7条 連絡協議会運営に関する事務は、国土交通省近畿地方整備局道路部交通対策課が行うものとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この規約は、平成30年1月25日から施行する。

(附 則) この規約は、令和 元年9月13日から施行する。

(附 則) この規約は、令和 2年1月28日から施行する。

(附 則) この規約は、令和 3年7月14日から施行する。

(附 則) この規約は、令和 5年2月20日から施行する。

(附 則) この規約は、令和 6年2月14日から施行する。

(附 則) この規約は、令和 〇年〇月〇〇日から施行する。

## 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会 委員名簿

(順不同)

委員	一般社団法人 大阪府トラック協会 業務部長
〃	一般社団法人 京都府トラック協会 適正化事業部長
〃	一般社団法人 兵庫県トラック協会 業務部長
〃	一般社団法人 全国クレーン建設業協会 大阪支部長
〃	一般社団法人 全国クレーン建設業協会 兵庫支部長
〃	大阪府警察本部 交通部 交通指導課長
〃	京都府警察本部 交通部 交通指導課長
〃	兵庫県警察本部 交通部 交通指導課長
〃	国土交通省 近畿運輸局 自動車交通部 貨物課長
〃	国土交通省 近畿運輸局 自動車監査指導部 首席自動車監査官
〃	国土交通省 近畿運輸局 自動車技術安全部 技術課長
〃	国土交通省 近畿地方整備局 道路部 交通対策課長
〃	大阪府 都市整備部 道路室 道路環境課長
〃	京都府 建設交通部 道路管理課長
〃	兵庫県 土木部 道路保全課長
〃	大阪市 建設局 道路河川部 調整課長
〃	堺市 建設局 土木部 路政課長
〃	京都市 建設局 土木管理部 道路明示課長
〃	神戸市 建設局 道路管理課 担当課長 (境界調査・道路台帳担当)
〃	西日本高速道路株式会社 関西支社 保全サービス事業部
〃	道路管制センター 交通管制課長
〃	阪神高速道路株式会社 管理本部 管理企画部 交通管理課長
〃	本州四国連絡高速道路株式会社 岡山管理センター 総務管理課長
座長	国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路情報管理官
オブザーバー	公益社団法人 関西経済連合会
〃	警察庁 近畿管区警察局
〃	国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部
事務局	国土交通省 近畿地方整備局 道路部 交通対策課